

北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程（抜粋）

（指定の有効期間）

第10条 指定の有効期間は2年（昭和45年11月1日を起算日とする2ヵ年ごと）とする。なお、期間中に指定を受けた医師の有効期間は期限までの残存期間とする。